

1 目的

市が実施する介護サービス事業者等への指導監督の状況について、牧之原市介護保険事業計画等策定懇話会と共有し、事業者や有識者、地域住民等の多様な観点により地域に開いた協議を実施し、介護サービスのより適正な運営を促す。

2 運営指導とは

- 介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図るため、市は、指定する介護サービス事業者等（地域密着型サービス、居宅介護支援及び介護予防支援等）に指導監督を実施することとなっている。
- 指導には、事業者等に対する必要な情報伝達の間として講習等の方法で行う「集団指導」と市職員が事業所を訪ねて行う「運営指導」がある。運営指導は、指定の有効期間内（6年間）に少なくとも1回は実施しなければならないこととされている。

3 運営指導の結果の公表に関する取扱い

市が実施する介護サービス事業者等への指導監督の状況について、少なくとも年1回、牧之原市介護保険事業計画等策定懇話会（以下「懇話会」という。）と共有し、その内容を市ホームページで公表することで、事業者や有識者、地域住民等の多様な観点による協議を実施し、介護サービスのより適正な運営を促すことを目的とする。

4 当該事項の報告及び根拠例規

- 牧之原市介護保険事業計画等策定懇話会規則第2条（5）及び（6）
- 牧之原市地域密着型サービス等の運営に関する諮問及び情報公開に係る事務取扱要領

5 当市における指導結果の区分

	指導結果	結果通知への記載	改善計画の提出	内容
1	指摘事項 ＝文書指摘	あり	必要	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法（それに基づく政令、省令、条例・規則及び告示を含む）の違反事項 繰り返し指導しても改善が見られない事項
2	助言事項 ＝文書助言	あり	不要	<ul style="list-style-type: none"> 基準は満たしているものの、基準違反に陥る恐れのある事項 介護保険法以外の法令に係る適合状況を確認する必要があると思われる事項
3	口頭助言	なし	不要	<ul style="list-style-type: none"> 明確な法的根拠はないが、サービス向上のため取り組むことが望ましい事項

6 当市における令和5年度の運営指導の結果

	サービス種別	対象 事業所数	実施 事業所数	指摘・助言あり（件数）			
				文書指摘	文書助言	減算	報酬返還
サービス 地域密着型	地域密着型通所介護	5	2	5	7	0	1
	認知症対応型通所介護	4	0	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	2	2	4	50	0	0
	認知症対応型共同生活介護	6	3	8	21	0	1
	地域密着型介護老人福祉施設	2	1	0	3	0	0
居宅介護支援		11	5	8	31	2	2
介護予防支援（地域包括支援センター）		3	0	0	0	0	0
合計		33	13	25	112	2	4

7 懇話会からの意見（令和6年1月23日開催）

委員：運営指導の結果について、事業所が運営推進会議*等に報告することはあるのか。

市：事業所が自身の運営指導の結果を運営推進会議等で報告することは、各事業所の判断に委ねている。中には、運営指導の結果及びその後の改善事項等を報告する事業所もある。「地域に開く」という意味では、運営推進会議での報告が必要な場合も考えられるので、促していきたい。

委員：懇話会に対して運営指導の結果を年1回報告することについては、例年も実施していたのか。

市：この取扱いは、令和5年9月13日に実施した「地域包括支援センター部会」で説明し、今年度から適用している。給付適正化の観点により、今後は年1回、市から懇話会に報告をさせていただきたいと考えている。

*「運営推進会議」：地域密着型サービスが、利用者、地域住民の代表者（町内会役員や民生委員等）、地域包括支援センターの職員又は市職員に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、サービスの質の確保を図ることを目的として、各事業所が設置しているもので、定期的に会議が開催されている。

牧之原市地域密着型サービス等の運営に関する諮問及び情報公開に係る事務取扱要領

1 当要領の背景及び目的

地域密着型サービス運営委員会は、介護保険法に基づき、①事業者の指定を行うとき②独自の介護報酬を設定するとき ③独自の指定基準を設定するとき ④質の確保や運営評価等の必要事項を協議するときに意見を述べることとされており、当市では、同委員会を牧之原市介護保険事業計画等策定懇話会規則第2条（5）により運用してきた。

当要領では、今後、同規則（5）及び（6）により、牧之原市介護保険事業計画等策定懇話会（以下「懇話会」という。）における「質の確保や運営評価等の必要事項を協議する」ことに関する具体的な事務の取扱いについて定めるものとする。

2 対象事業所

牧之原市介護保険サービス事業者等指導要綱第1条に基づく「サービス事業者等」（指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保険施設、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者若しくは保険給付に係る法第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者）

※令和6年4月以降は、下線部となる。

3 諮問する内容

- (1) 介護保険法第23条に基づきサービス事業者等に実施した運営指導の結果
- (2) 指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する事項
- (3) その他サービス事業者等の運営に関わる重要な事項

4 諮問する頻度

市が懇話会に諮問する頻度は、年1回以上とする。

5 諮問及び内容の公表

当該年度において実施した運営指導の結果及び懇話会からの答申の内容は、年1回、市のホームページで公表する。

6 地域密着型サービス事業所が実施する運営推進会議への参加

懇話会は、サービス事業者等の情報を得るため、地域密着型サービス事業所の承諾を得られた場合、当該事業所が開催する運営推進会議に参加することができる。

7 庶務

当要領の庶務は、長寿介護課において処理する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、牧之原市附属機関設置条例（平成 27 年牧之原市条例第 4 号）第 3 条の規定に基づき、牧之原市介護保険事業計画等策定懇話会（以下「懇話会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会には、次の事項について意見を求める。

- (1) 計画作成のための、基本的方向に関すること。
- (2) 計画の進捗管理に関すること。
- (3) 在宅介護支援センターの運営に関すること。
- (4) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (5) 地域密着型サービスの運営に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 高齢者福祉に関する学識経験のある者
- (2) 保健福祉医療関係者
- (3) 被保険者代表
- (4) その他高齢者福祉及び介護保険事業に関係する者

3 懇話会は、必要に応じて部会を設けることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の交付を受けた計画期間終了までとする。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 懇話会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、健康推進部長寿介護課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇話会に諮って定める。